

令和7年度 指導員養成講習会等について(お知らせ)

* 島根県柔道連盟

教育普及委員会

◎ I 指導員養成及び更新講習に係る主な改正点

* 公認柔道指導者資格制度運用規則及び資格制度運用規程より * 全柔連 HP に掲載

○1 改正点の概要 ※2024年 4/1 より新運用規則、規程…※重要: 自己管理

*1 毎年更新 ☞ 指導者資格有効期限(毎年4月1日から翌年3月31日まで)

*2 個人登録及び各資格(審判、指導者、形審査員)登録を行わなかった場合、各種講習会を受講しても資格の取得や更新は認められない

○2 主な改正点について

1 受講要件 登録、年齢、段位、指導経験等…講習会前日までに満たしていること

2 年齢、段位…C指導員 満 18 歳以上、二段以上または教員免許

B 指導員 満 20 歳以上、三段以上

A 指導員 満 22 歳以上、四段以上 * 県の推薦

3 講習会の形式…C、B養成講習会; 従来どおり対面方式

4 更新講習 ※全柔連が行うオンライン講習 ~「メディア講義(オンデマンド型)」

※内容 ①コンプライアンス ②審判規程 ③安全指導 ④トピックス *4講義

5 再有効化…有効であった翌年のみ可能、翌々年度以降は再有効化できない。

6 受講記録…全柔連のメディア講義に係る受講履歴は、自動的に登録システムに記録

7 テキスト…各自において準備(新テキスト) * 県柔連 HP からダウンロードし準備

◎ II 令和7年度の指導者資格(A、B、C)指導員養成に係る講習会について

1 A指導員養成に係る講習会(1名程度)受講者は、島根県で推薦した者を派遣

2 C指導員、B指導員の資格取得養成に係る講習会は、以下のとおり(従来どおり実施)

* 「C指導員養成」及び「B指導員養成」に係る講習会は、それぞれ年1回実施

* 各指導員資格養成に係る講習科目、内容が更新(マネジメント☞審判法 他)

* 申込方法: WEB 申込

(1) **C指導員養成に係る講習会** (※開催要項等はHP掲載及び地区連絡~*アップ済)

①期 日: 令和7年6月28日(土) 29日(日) * 2日間

②会 場: 江津中学校

③内 容: 講義、実技: 12時間(必須)に加え、検定試験 レポート

④受講条件 受講要件(登録、年齢、段位)を満たしている者

※受講希望者 受講要件(下記の受講要件を必ず満たしていること)

1) 全柔連の必要な「個人登録」が、受講申込時点で終了している者

2) 講習会前日までに、満 18 歳以上、2 段以上または教員免許状所持者

⑤その他 1) 受講希望者が、5人数に満たない場合は、開催は中止とする。

(2) **B指導員養成に係る講習会** (※開催要項等はHP掲載及び地区連絡～開催期日約1か月前)

- ① 期 日：令和7年9月13日(土)・14日(日) *2日間
- ②会 場：江津中学校
- ③内 容：講義、実技：18時間(必須)に加え、検定試験 レポート
- ④受講条件 受講要件(登録、年齢、段位)を必ず満たしている者
 - 1) 全柔連の必要な「個人登録」が、受講申込時点で終了している者
 - 2) 講習会前日までに、満20歳以上、3段以上であること
 - 3) C指導員認定後(*認定書の認定日を確認)から、今講習会初日までに2年以上経過している者
- ⑤その他 ※受講希望者が、5人数に満たない場合、開催は中止とする。

◎Ⅲ **更新講習**について *毎年更新(更新講習受講)が義務付けられた

- ① 方 法 全柔連が開設するオンライン講習による
- ② 内 容 : 1)コンプライアンス 2) 安全指導 3) 審判に係る講習 4) トピックス講習
- ③ 受講対象者：指導員資格(A,B,C) 保持者、すべてを対象とする
- ④ 受講条件 ※全柔連の「個人登録」及び「指導者資格登録」が、完了している者
- ④ 認 定 ※更新講習修了後 ***受講履歴は、自動的に登録システムに記録**

◎Ⅳ **再有効化**について *更新に必要な条件：再有効化に係る講習+更新講習に係る講習

有効期間(1か年)において、更新講習が未受講(不備も含む)の場合は、指導員資格が有効でなくなる。未受講者と同様に、全柔連登録に不備があった場合も、指導員資格が有効でなくなる。そうした場合は、翌年度に限り再有効化に係る講習会を受講し、申請を行えば、指導員資格は、有効な状態になる。再有効化に関わる講習会は、全柔連がe-ラーニングで取り扱う。ただし、全柔連登録がなされてない場合は、対象とならない。

*再有効化が認められた場合は、その年度内(指定される期間中)に更新講習もオンラインで受講して、更新を認められないと更新したことにはならない。

◎Ⅴ **その他**

- (1) 指導員資格に係るすべての問い合わせは、教育普及委員会(下記、佐々尾、濱岡)までお願いします。
- (2) 指導員資格に係る要件は、すべて指導員の資質に係る**自己管理責任を原則**として行いますので、管理、運用は、個人の責任によってお願いします。
- (3) 隔年で実施しています地域柔道指導者講習会は、令和7年11/29(土)、30(日)の2日間、県立武道館で開催します。多くのみなさんの参加をお願いします。
*今回の講習会は、更新講習の対象とはなりません。また、ACP、転び方指導、中学校の指導等を中心とした内容を考えています。

*問い合わせ先 ○佐々尾義明 090-7972-4748

○濱岡 繁人 090-4692-2889